平成２３年（フ）第２３１号
北海道留萌市潮静３丁目131番地
破産者　酒井　　守
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８２号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目19番地３グリーンハイツ富谷202
破産者　鈴木　孝次
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
仙台市泉区七北田字東裏13番地
破産者　熊谷伊奈喜
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
宮城県角田市角田字栄町56番地　208号
破産者　小林惠美子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第７３号
宮城県白石市新館町８番２―502号
破産者　杉本　鈴香
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第７４号
宮城県角田市角田字柳町２番地　柳町住宅16号
破産者　菊地　美香
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１５４号
群馬県富岡市岩染146番地
破産者　桐生　　篤
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２５８号
群馬県高崎市井野町1349番地９
破産者　狩野　直美
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０８９号
横浜市神奈川区大口通126番地　331号
破産者　宮本　　明
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５８号
神奈川県小田原市蓮正寺749番地の７　205、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市柳新田47番地の５
破産者　保田　照雄
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８５９号
神奈川県小田原市蓮正寺749番地の７　205、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市柳新田47番地の５
破産者　保田ミドリ
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０７号
岡山県倉敷市笹沖667番地、破産手続開始決定時の住所横浜市中区伊勢佐木町５丁目129番地６　伊勢佐木町ダイカンプラザ205号
破産者　高尾　典生
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５４号
神奈川県小田原市成田２番地の３　メゾンパティオＢ
破産者　山中　美香
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４３１号
静岡市駿河区下島178番地の１　アスティオン小澤303号、旧住所静岡市駿河区下島503番地の20
破産者　高橋　忠喜
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７７号
静岡市清水区興津中町191番地
破産者　内海　　亮
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９９号
静岡県牧之原市波津1106番地12
破産者　酒井ひでみ
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００５号
京都市下京区西七条南衣田町27番地
破産者　池田　幸介
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３１号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地１　桂川ハイツ５号館1005号
破産者　三宅　朱美
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
山口県阿武郡阿武町大字奈古3421番地の１
破産者　長安　秀治
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部